

手 数 料

確認申請等手数料(計画通知を行う者が安来市の場合を除く)

(円)

床面積の 合計(m ²)※	以内 ～30	30超～ 100	100超～ 200	200超～ 300	300超～ 500	500超～ 1,000	1,000 超え
確 認	9,050	16,600	26,500	28,900	38,100	68,600	115,000
中間検査	-	-	31,800	41,400	42,800	50,100	51,200
完了検査 (中間あり)	-	-	33,100	43,300	46,300	57,700	66,400
完了検査 (中間なし)	14,000	21,900	33,400	43,700	46,800	59,000	68,400

※移転し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合、当該移転又は修繕若しくは模様替に係る部分の床面積の1/2

省エネ基準確認手数料(確認申請・完了検査手数料に加算)

(円)

区分	床面積 の合計	確認申請 (仕様基準)	完了検査 ※※
ア:一戸建ての住宅	200㎡未満	13,000	5,000
	200㎡以上	14,000	
イ:共同住宅等 (共同住宅、長屋、その他一戸建ての 住宅以外の住宅)	300㎡未満	24,400	10,000
	300㎡以上	38,400	20,000
ウ:非住宅	300㎡未満	省エネ 適合性判定 が必要	10,000
	300㎡以上 1,000㎡未満		17,100
	1,000㎡以上		27,900
エ:イ及びウのいずれにも 該当する場合			イ及びウに規定する区分に応じ、それ ぞれ当該手数料を合算した額

※※建設住宅性能評価(省エネ基準に適合する住宅と同等以上のエネルギー消費性能を有するものである旨の建設住宅性能評価に限る。)を受けた住宅について完了検査を受ける場合を除く。

例1:木造2階建て 一戸建ての住宅 延床面積130㎡ (省エネ)仕様基準に適合させる場合

建築確認申請手数料 : 26,500 + 13,000 = 39,500円

完了検査申請手数料 : 33,400 + 5,000 = 38,400円 (中間検査なしの場合)

例2:木造2階建て 一戸建ての住宅 延床面積130㎡ 省エネ基準適合判定通知書等を別途添付する場合

建築確認申請手数料 : 26,500円

完了検査申請手数料 : 33,400 + 5,000 = 38,400円 (中間検査なしの場合)

工作物(法第88条第1項)

(円)

	工作物(一つの工作物につき)
確認	18,800
変更	11,700
完了検査	30,000